

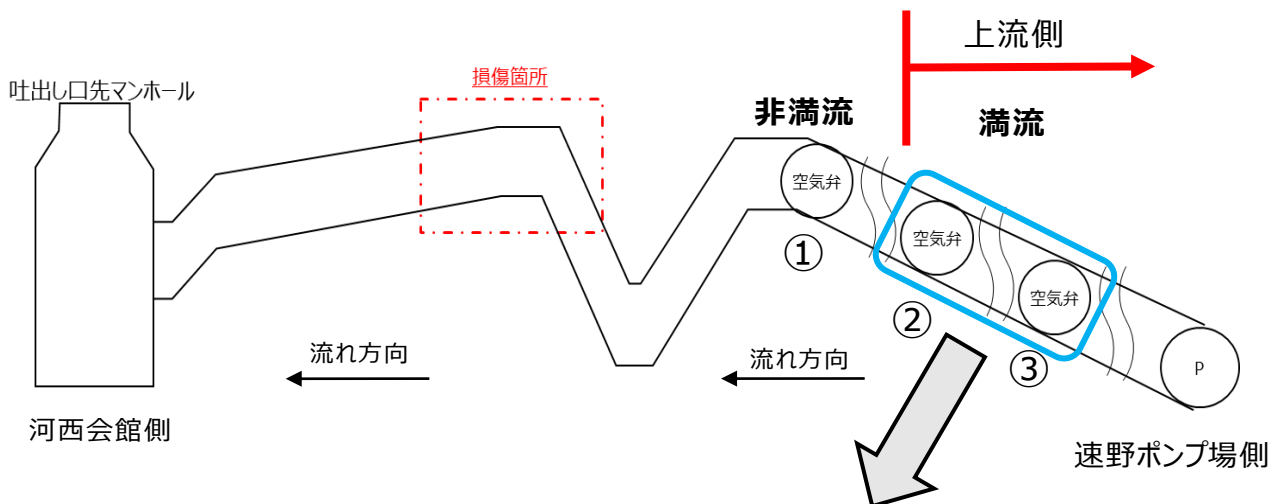
(2) 再発防止策 A 予防保全 中長期的な視点での取り組み
 ② 定期的な管路調査・点検計画の策定

点検計画の報告

第 1 回専門家委員会結果、および資料 3 - 1 の空気弁の満流・非満流調査結果を受け、点検計画を以下のとおりとします。

満流であった空気弁②から上流の空気弁 23 箇所

⇒令和 5 年度中に満流調査・点検を実施し、その後は国土交通省令で定める 5 年に 1 回の頻度で点検を実施します。



令和 5 年度中に 23 箇所の空気弁の満流調査・点検を実施
 その後は国土交通省令で定める 5 年に 1 回の頻度で点検を実施

《参考》

改正下水道 (平成 27 年 5 月 20 日公布)

(公共下水道の維持又は修繕)

第七条の二 2 公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、政令で定める。

「点検は、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれ大きいものとして国土交通省令で定める排水施設にあっては、5 年に 1 回以上の適切な頻度で行うこと。」